

平成26事業年度

業務実績に関する説明資料

勤労者退職金共済機構の事業体系図

勤労者退職金共済機構の位置づけ —金融業務を行う中期目標管理法人—

- ① 中小企業及び特定業種(建設業、清酒製造業及び林業)で働く勤労者等の退職金共済制度の運営
- ② 勤労者財産形成(財形)制度の普及促進、持家取得に対する転貸融資の実施等

勤労者の福祉の増進、生活の安定を実現。

第3期中期計画(平成25年度～29年度)の主な取組と、平成26年度の実施状況のポイント

- ① 退職金共済制度への加入促進
→ 機構全体として、加入目標(約43万9千人)に対する達成率は107%。10月を「加入促進強化月間」として集中的な活動を実施。
- ② 健全な資産運用と累積欠損金解消のための取組
→ 安全かつ効率を基本とし委託運用・自家運用ともに安定した収益を確保。中退共をはじめとして利益剰余金を大幅に積み増したほか、林退共の累積欠損金も解消目安額を大幅に上回る2億7百万円解消。
- ③ 将来にわたる確実な退職金支給の実現
ア 災害時における事業継続性を強化するための取組
→ 中退共における振込依頼データファイルの西日本地域へのデータ転送を引き続き実施。
イ 退職金未請求者を縮減するための取組
→ 未請求者の在宅時間に焦点を合わせた対策等により中退共脱退後2年経過後の未請求率を1.40%(過去最高)まで縮減。
ウ 長期未更新で業界を引退した方に退職金を支給するための取組
→ 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査(約2万7千人)を実施し、判明した住所情報をデータベース化。
- ④ 財形持家融資制度の普及促進等
ア 財形持家融資のサービス向上のための取組
→ 全ての貸付決定について、財形取扱金融機関で借入申込書を受理してから16日以内に貸付を決定。
イ 退職金共済制度との連携に係る取組
→ 中退共加入事業所に財形制度のパンフレットを送付するなどにより中小企業に財形制度をアピール。
- ⑤ 内部統制を強化するための取組
→ コンプライアンス推進委員会を開催し、改正独法通則法施行(平成27年4月1日)に伴う機構における財務の健全性、業務の安定性・継続性及び法令違反等その他のリスクに対する強化案を審議。

退職金共済事業の概況

	共済契約者数 平成27年3月31日時点	被共済者数 平成27年3月31日時点	26年度 掛金等収入状況	26年度 退職金等支給状況	期末資産残高 平成27年3月31日時点
中退共	361,914 所	3,261,705 人	367,106 百万円	355,429 百万円	4,583,774 百万円
建退共	170,318 所	3,078,726 人	51,965 百万円	46,073 百万円	963,014 百万円
清退共	2,018 所	15,784 人	72 百万円	214 百万円	4,917 百万円
林退共	3,275 所	39,252 人	1,490 百万円	1,499 百万円	13,963 百万円
計	537,525 所	6,395,467 人	420,633 百万円	403,215 百万円	5,565,668 百万円

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

・業務実績 評価項目一覧 (独法通則法の改正に併せて年度評価の項目別評定調書が変更されたため、中期計画の記載順と評価項目の記載順は一致しない。)

中期計画				評価項目No.	自己評価	ページ	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	I 退職金共済事業	1 確実な退職金支給のための取組	(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組	1-1	A	4	
			(2) 特定業種退職金共済事業	1-2	B	7	
		2 サービスの向上	(1) 業務処理の簡素化・迅速化	1-3	B	10	
			(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	1-4	B	12	
			(3) 積極的な情報の収集及び活用	1-5	B	14	
		3 加入促進対策の効果的实施	(1) 加入目標数 (2) 加入促進対策の実施	1-6	B	16	
	II 財産形成促進事業	1 融資業務について 2 周知について 3 勤労者財産形成システムの再構築	1-7	B	18		
	II. 業務運営の効率化に関する事項						
	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			1 効率的な業務実施体制の確立等 2 中期計画の定期的な進行管理 3 内部統制の強化 4 情報セキュリティ対策の推進	2-1	B	21
				5 業務運営の効率化に伴う経費節減	(1) 一般管理費及び業務経費 (2) 人件費	2-2	B
(3) 契約の適正化の推進					2-3	B	25
III. 財務内容の改善に関する事項							
第3 財務内容の改善に関する事項	I 退職金共済事業	1 累積欠損金の処理	3-1	A	27		
		2 健全な資産運用等	3-2	B	29		
	II 財産形成促進事業 III 雇用促進融資事業		3-3	B	35		
IV. その他の事項							
第4 その他業務運営に関する事項 第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項				4-1	B	37	

評価項目No.1-1

自己評価A

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

1 確実な退職金支給のための取組

● 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組

数値目標

- ・ 請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度(平成29年度)までに、1%程度としているか。

評価の視点

- ・ 加入時及び毎年1回の被共済者宛の通知を着実に実施しているか。
- ・ 退職時の被共済者の住所情報を把握するための取組を着実に実施しているか。
- ・ 未請求退職者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。
- ・ 累積した未請求退職金について、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を実施しているか。
- ・ 未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。
- ・ 調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。

平成26年度退職金未請求者に対する主な取組結果

未請求率の縮減 < 26年度も25年度に引き続き過去最高を更新 >

年度 (脱退年度)	取組前			取組後						
	17年度 (15年度)	18年度 (16年度)	19年度 (17年度)	20年度 (18年度)	21年度 (19年度)	22年度 (20年度)	23年度 (21年度)	24年度 (22年度)	25年度 (23年度)	26年度 (24年度)
2年経過後の未請求率	3.01%	2.82%	2.73%	2.02%	1.78%	1.64%	1.80%	1.73%	1.59%	1.40%

新たな未請求退職金の発生を防止するための取組

過去最高
更新

- 25年1月1日の省令改正により「被共済者退職届」に被共済者住所の記載を規定したことから、退職後の早い時期（退職後3か月経過後）に当該住所情報を基に直接請求手続を要請。（被共済者住所記入欄が未記入の場合は、従前どおり、退職後3か月経過後でも未請求者のいる事業所へ住所情報提供を依頼し、取得した情報に基づき未請求者へ請求手続を要請。）
- 25年度より作業手順をマニュアル化して業務委託したことにより、定期的な請求要請の実施やテレホンアプローチによる請求手続要請については、未請求者の在宅時間（夕刻、休日）に合わせた要請を実施。また、一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、文書の送付などにより2回目、3回目の請求手続を要請。
- 脱退後2年経過直前の未請求者で請求勧奨文書を受取らなかった者及びテレホンアプローチで応答がなかった者に対して、再度請求手続を要請。

周知の効果的な実施

従業員の加入意識の向上に対する取組

- 新たに加入した被共済者へ「加入通知書」を発行。
- 既加入の被共済者へ「加入状況のお知らせ」を発行。
- ホームページの加入事業所名検索システムに、新規加入事業所名を追加掲載（27年3月末 282,326件）。
- 「掛金振替結果のお知らせ（26年6月）」に「加入通知書」を従業員に渡す旨を明記。

事業主の理解向上に対する取組

- ホームページや「中退共だより」等事業所への送付書類において、引き続き未請求退職金に関する注意喚起を実施。
- 「被共済者退職届」に被共済者の住所情報未記入の共済契約者に対する協力依頼文書を送付（26年6月より）。

累積した未請求者に対する取組

- 退職後5年以上を経過し、過去に請求要請したにもかかわらず未請求の被共済者へ再度請求手続を要請。
- 退職金額の高額（300万円以上500万円未満）未請求者で、住所情報のある者に対して、再度請求手続を要請（500万円以上はH25年度に実施）。

調査・分析

- 「退職金実態調査」において「退職金等未請求者縮減のために有効なこと」、「退職金の時効について」、「未請求者への今後の取組について」などの設問を設けて、共済契約者の意向調査を実施。
- 住所等の情報提供がされた未請求者に対するアンケートを引き続き実施。

評価項目No.1-2

自己評価B

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

1 確実な退職金支給のための取組

● 特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組

数値目標

- ・ 共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から100億円程度減少しているか。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図っているか。

評価の視点

- ・ 被共済者の住所把握のための取組を着実に実施しているか。
- ・ 被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発について着実に進められているか。
- ・ 重複加入防止及び退職金の支払漏れ防止のための取組が実施されているか。
- ・ 共済契約者への要請及び業界引退者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。
- ・ 関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。
- ・ 長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長期未更新者縮減方策をとっているか。
- ・ 建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。

長期未更新者調査

建退共事業

過去3年間手帳更新のない被共済者の住所を調査・把握し、手帳更新、退職金請求等の手続を取るよう要請した。
また、未回答の共済契約者に対し電話による再調査を実施した。

	長期未更新者(調査対象)	手帳更新	退職金請求	就労確認者数
建退共事業	27,465人	3,100人	1,467人	7,319人

契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。

清退共事業

過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者の住所を調査・把握し、手帳更新、退職金請求等の手続を取るよう要請した。
また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化した。

	長期未更新者(調査対象)	手帳更新	退職金請求	就労確認者数
清退共事業	3人	0人	1人	0人

全契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。

林退共事業

過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者の住所を調査・把握し、手帳更新、退職金請求等の手続を取るよう要請した。
また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化した。

	長期未更新者(調査対象)	手帳更新	退職金請求	就労確認者数
林退共事業	189人	35人	56人	27人

全契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。

確実な退職金支給のための取組

「加入通知書」の発行

平成26年度新規加入の被共済者に対し、機構から直接、被共済者に対し、共済制度に加入したことを通知した。

建退共事業	清退共事業	林退共事業
129,734人	137人	1,820人

被共済者住所データのデータベース化

- **建退共事業...**平成26年度新規加入被共済者(129,734人)についてデータベース化。また、共済手帳の更新時においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化した(584,728件)。
- **清退共事業...**平成26年度新規加入被共済者(137人)についてデータベース化。また、共済手帳の更新時においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化した(1,502件)。
- **林退共事業...**平成26年度新規加入被共済者(1,820人)についてデータベース化。また、共済手帳の更新時においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化した(15,512件)。

累積した長期未更新者を縮減するための対策

- 被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者の生年月日等の入力作業を引き続き実施した。
- 長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発を行った。

建退共事業 共済証紙の適正な貼付に向けた取組

- 2年間手帳の更新手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請した。
- 加入履行証明書の発行の際、共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導をした。
- 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。
- 平成26年度末において、共済証紙販売額と貼付確認額の差額は、平成24年度末と比較して約15億円増加した。

評価項目No.1-3

自己評価B

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

2 サービスの向上

● 業務処理の簡素化・迅速化

数値目標

- ・中退共事業においては、受付から25日以内。
- ・建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内

評価の視点

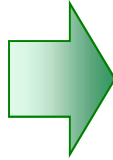
- ・加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。特に、ホームページから諸手続が行えるよう検討しているか。

事務処理改善

平成26年度においては、事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、平成26年度の実績のとりまとめ及び平成27年度以降の「事務処理改善計画」の作成、見直しを行った。

主な改善実績

- 中退共事業においては、共済契約者がホームページから加入証明書を申請し受取れる「加入証明書電子申請・自動交付システム」を平成26年3月31日から稼動。郵送による交付依頼者へのシステム稼動周知に努めた結果、電子申請利用率が69.9%となり、電子申請開始1年間で7割まで拡大した。
- 中退共制度の新しい制度紹介動画をYou Tubeに掲載するようにした。
- 清退共事業においては、金融機関に配布している代理店事務取扱要領について、代理店から問い合わせの多い内容を追加した。

- 
- 業務処理の効率化
 - サービスの迅速化
 - 利便性の向上

退職金等支給に係る処理期間

- 中退共事業においては、受付から支払いまで25日以内を維持するとともに、その期間が維持されていることの検証を行った。
- 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から支払いまで30日以内を維持するとともに、その期間が維持されていることの検証を行った。

評価項目No.1-4

自己評価B

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

2 サービスの向上

● 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

評価の視点

- ・ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。
- ・コールセンターの充実等サービス向上のための取組が実施されているか。
- ・相談業務における質の向上に向けた取組が実施されているか。

ホームページの活用による情報提供の充実

- 災害による被災者に対する罹災見舞いや、災害救助法適用地域の最新の情報を提供した。
- 中退共事業において、中退共制度を取り上げたメディアの紹介動画をYou Tubeに掲載した。
- 建退共、清退共及び林退共事業においては、反社会的勢力との一切の関係を排除することを目的に一部改正された「共済約款」について、ホームページに掲載し加入者等へ周知するとともに、全共済契約者に対し改正後の「共済約款」を交付した。

サービス向上のための取組

- 中退共事業のコールセンターにおいて電話による相談業務を完結できるよう、マニュアルの見直し及び関係部署とヒアリングを行い、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供の充実を図り、より丁寧な対応やサービスの更なる向上に努めた。
- 中退共事業のコールセンターにおいて関係部署職員を対象に業務内容の理解と取次ぎがスムーズに行えるよう、オペレーターの電話対応等の講習を行い連携を深めた。

相談業務の充実

- 相談業務について懇切丁寧な対応を引き続き行うとともに、加入者等からの照会・要望を反映させたマニュアルの見直しを実施した。(中退共事業)
- 相談・問合せ業務の対応の正確性、質の向上を図るため、対応の基本、及び実際の対応例等を集約した応答マニュアルを使用し、本部及び支部への問い合わせに対して統一した対応をした。(建退共事業)
- 相談員連絡会(6月)を開催し、相談員の1年間の活動状況について報告を受け、相談者の疑問に的確に対応できていることを確認した。また、相談業務について引き続き懇切丁寧な対応を職員等に徹底した。(清退共事業)

ホームページからの「ご意見・ご質問」を基に相談業務の満足度を集計。

ご意見・ご質問
(ホームページ)

アンケートフォーム 1,695件
(ホームページQ&Aに設置)

計 1,444件

※うち、苦情は28件であり、すべて即日又は翌日に回答した。

どちらもいえない 4.1%

参考にならなかった 10.0%

参考になった 85.9%

問題解決について

アンケートに記入されたご利用者の声を今後の相談業務に反映すべく職員等に情報提供を行うとともに、苦情に関しては組織的に注意喚起を行っている。

評価項目No.1-5

自己評価B

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

2 サービスの向上

● 積極的な情報の収集及び活用

評価の視点

- ・ 関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。
- ・ 各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。

参与会（外部の有識者で構成）

開催：中退共・特退共各1回
中退共・特退共同1回

議題：事業概況及び平成25事業年度決算、
独立行政法人評価委員会等の評価結果、
退職金未請求者に対する取組（中退共）、
引退者への確実な退職金支給の取組（特退共）、
厚生年金基金制度から中退共制度への移行、
平成27事業年度計画(案) 等

主な要望等

- 退職金共済制度の加入を促進するために、各事業本部において、それぞれの事業に合った方策を検討し、より一層のPRに心がけていただきたい。
- 累積した退職金未請求者については費用対効果を考えながら取組を行い、新たな未請求者を出さない取組については引き続き強化していただきたい。

退職金制度の実態調査(中退共事業)

調査目的：中退共制度加入企業における退職金制度及び退職金支給実態について把握するとともに、事務所内でのインターネット利用状況等の設問を設け、サービスの向上及び今後の中退共制度のあり方を検討する基礎資料とする。

調査内容：加入企業における退職金制度及び退職金支給実態について

調査実施：平成26年10月

調査対象：中退共制度に加入している共済契約者

調査対象企業数	6,500所
有効回答数	4,210所
回収率	64.8%

主な調査結果等

- 中退共制度の導入理由についてたずねたところ、「退職金が確実に支払われるため」の割合が65.5%、「国の制度で安心であるため」が62.6%、「掛金が全額非課税になるため」が48.6%
- 中退共制度のポスターやパンフレット等を見た場所についてたずねたところ、「労働局・労働基準監督署等」の割合が22.6%、「金融機関」が21.4%、「商工会議所・商工会等」が19.9%
- 事業所内のパソコンからインターネットを利用できるかについてたずねたところ、「利用できる」の割合が90.2%、「利用できない」が7.5%、「無回答」が2.3%

統計資料等のホームページへの掲載

掲載内容：毎月の各共済事業への加入状況、退職金支払い状況及び資産運用残高等

評価項目No.1-6

自己評価B

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

3 加入促進対策の効果的実施

数値目標

新たに加える被共済者目標数（29年度までの合計）

- ・ 中退共事業においては 1,620,000人
- ・ 建退共事業においては 545,000人
- ・ 清退共事業においては 650人
- ・ 林退共事業においては 10,500人
- 合計 2,176,150人

評価の視点

- ・ 広報資料等を活用し、効果的な周知広報活動を行っているか。
- ・ 個別事業主に対し、着実に加入勧奨等を行っているか。
- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等と連携し、効果的な取組を実施しているか。
- ・ 他制度と連携した加入促進対策を効果的に実施しているか。

取りまく環境

- 【中退共】・・・中小企業の経営者にとって経営環境は依然として厳しい状況にある
- 【建退共】・・・建設業を取りまく環境は、東日本大震災の復旧・復興工事、東京五輪、アベノミクスの効果等により建設投資は緩やかな回復にある中、建設業を担う人材の確保・育成が深刻な課題となっている。
- 【清退共】・・・海外へ日本酒をアピールし輸出量は微増しているものの、日本酒全体の製造量は減少しており、依然として厳しい状況にある
- 【林退共】・・・「緑の雇用」現場技能者育成対策事業による支援措置等、林業界にとって明るい兆しはあるものの、国産材価格の低迷など、依然として厳しい状況にある

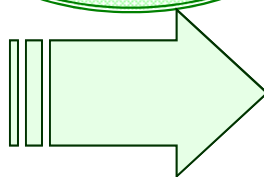
加入促進対策の重点項目

- 【中退共】★ 職員等による個別事業主に対する加入勧奨等
 - ★ 一定期間追加加入のない事業所を対象に追加加入勧奨文を送付
 - ★ 厚生労働省と連携し、新たな業界団体へ加入促進活動を実施
 - ★ マスメディアを活用した広報
 - ★ 業務委託事業主団体との連携による加入促進
- 【建退共】★ 関係団体等と協力し、未加入事業主に対する加入勧奨及び既加入事業主に対する追加加入勧奨を実施
 - ★ マスメディアを活用した広報
 - ★ 「建退共現場標識」掲示の徹底による事業主及び現場労働者への制度普及
- 【清退共】★ 酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し加入勧奨を実施
 - ★ 「全国酒類製造名鑑2014」により抽出した未加入事業所に対し、文書により加入勧奨を実施
 - ★ 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書による加入勧奨を実施
- 【林退共】★ 国有林野事業受託事業体の未加入事業所リストを作成し、文書による加入勧奨を実施
 - 併せて、国有林野事業受託事業体のうち未加入事業体名簿を林野庁に提供し、加入指導を要請
 - ★ 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書による加入勧奨を実施

加入目標数 (26年度計画)

中退共	324,000人
建退共	113,000人
清退共	135人
林退共	2,100人
計	439,235人

積極的な 加入促進対策 の実施



加入実績

	26年度実績	達成率
中退共	338,185人	(104.4%)
建退共	129,734人	(114.8%)
清退共	137人	(101.5%)
林退共	1,820人	(86.7%)
計	469,876人	(107.0%)

※達成率は全ての事業において平成25年度を上回った。
 ※達成率が100%未満の林退共においても平成25年度実績を上回った。

評価項目No.1-7

自己評価B

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

II 財産形成促進事業

- 1 融資業務について
- 2 周知について
- 3 勤労者財産形成システムの再構築

数値目標

- ・財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行ったか。
- ・新規貸付を実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られたか。
- ・財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上であったか。
- ・行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図ったか。
- ・地方公共団体（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付したか。
- ・企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図ったか。
- ・外部委託の活用や関係機関との連携による制度の周知、利用の促進について、リーフレットを毎年度6,000ヶ所以上に送付したか。

評価の視点

- ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行ったか。
- ・ホームページ等で制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させたか、また、利用条件、相談窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載しているか。

財産形成促進事業

1 融資業務について

●融資営業力強化等の通信講座受講等により、担当者の融資審査能力の向上に努めた。

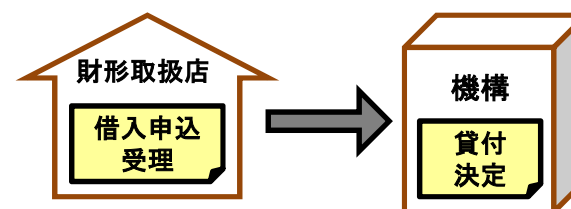
●貸付金利の設定について、基準金融機関の短期プライムレート及び5年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、(独)住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行った。

●(独)住宅金融支援機構と資金調達、融資業務等について意見交換を行い、一層の連携を図った。

●東日本大震災の被災者の生活の安定に資するため、返済に係る特例措置及び貸付に係る特例措置を実施するとともに、中小企業勤労者の利用促進を図るため、中小企業の事業主に雇用される勤労者に対し、貸付金利を引き下げる特例措置を実施した。

●新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、8割以上(83.3%)から満足した旨の評価を得た。

●貸付決定までの処理日数
【目標 16日以内】



16日以内に全てを処理



2 周知について

①ホームページの見直し、パンフレット等の作成

→利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページの見直し、パンフレット、リーフレット、申込みに係る手引等の作成を行った。

また、財形制度の意義、内容等について、転貸融資利用者の観点から、その利便性に対するインタビュー記事をホームページ及びパンフレットに掲載した。

平成26年度より実施の中小企業勤労者貸付金利特例措置の実施期間の延長については、ホームページに特設ページにて情報掲載を行い、普及促進に努めた。



②質問対応

→インターネット、電話を通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をQ&Aとしてホームページに公開した。

③ホームページのアクセス件数

→ 267,321件【目標 200,000件】
(目標達成率 133.7%)



④中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るための取組

・行政機関等のメールマガジンを活用し307,000件の登録者に財形制度の周知を図った。

【目標 12万件】(目標達成率 255.8%)

・地方公共団体等(14団体)を通じて事業所にリーフレット等を送付した。【目標 5団体以上】

・企業向け情報誌(7誌)において、財形制度の周知広報を図った。

【目標 5以上の情報誌】

⑤外部委託の活用や関係機関との連携

外部委託を活用し、関係機関との連携を図り、より効果的な制度の周知、利用の促進を図った。

→関係機関による周知のため7,194カ所にリーフレット送付

【目標 6,000カ所】

(目標達成率 119.9%)

→電話やホームページ等による資料請求に迅速に対応



3 勤労者財産形成システムの再構築

レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行うため、平成26年度については、基本設計作業に着手し完了した。

評価項目No.2-1

自己評価B

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置

- 1 効率的な業務実施体制の確立等
- 2 中期計画の定期的な進行管理
- 3 内部統制の強化
- 4 情報セキュリティ対策の推進

評価の視点

- 業務実施体制の効率化及び人員・経費の縮減が図られているか。
- 各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。
- 外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。
- 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。
- 業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。
- 業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか。
- 職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。
- 内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。(政・独委評価の視点事項と同様)
- 平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書及び政・独委からの評価結果等が反映されているか。
- コンプライアンス推進委員会を適切に開催し、コンプライアンスの推進に努めているか。
- 講じた措置についての公表が適切に行われているか。
- 政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか。

効率的な業務実施体制の確立等

- 建退共事業本部において、長期未更新者調査をより一層効率的に推進するため、「業務調査役」を設置した。
- 中退共事業においては、共済契約者がホームページから加入証明書を申請し受取れる「加入証明書電子申請・自動交付システム」を平成26年3月31日から稼働。郵送による交付依頼者へのシステム稼働周知に努めた結果、電子申請利用率が69.9%となり、電子申請開始1年間で7割まで拡大した。
- 財形事業において、7事業主団体に委託し、財形制度の普及促進に取り組んだ。
- 中退共事業において、不正加入、不正受給を防止するための省令改正に伴い、退職金共済契約申込時及び退職届提出時における添付書類の見直しを行うとともに、書類審査確認を強化し、関連する中退共事業約款を掲載した。

中期計画の定期的な進行管理

職員の意識の向上

- 独立行政法人評価委員会の評価結果、年度計画の進捗状況を職員一人一人に周知を行い、部内会議等を行い、具体的な活動内容について認識することにより意識の向上を図る

機構全体の進行管理

業務推進委員会（四半期ごと）

- ・平成26年度は、前年度実績報告書（案）の審議も含め5回開催
- ・業務の進捗状況を把握検証し、適宜、業務運営の方針を指示

理事会（毎月）

業務運営全般の遂行状況の把握、重要事項、運営方針の決定等、運用の基本方針の決定

各本部の進行管理

加入促進対策委員会（各4回）

中退共事業及び建退共事業においては、「加入促進対策委員会」を開催し、加入促進対策の進行状況等を審議

各事業本部内会議

中退共幹部会(12回)、建退共部内会議(21回)、清退共・林退共部内連絡会議(12回)、財形本部部内会議(12回)

内部統制の強化に向けた取組

- ・コンプライアンス推進委員会を平成27年3月27日に開催し、改正独法通則法施行（平成27年4月1日）に伴う機構における財務の健全性、業務の安定性・継続性及び法令違反等その他のリスクに対する強化案を審議した。

情報セキュリティ対策推進のための取組

- ・政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施し、日々のセキュリティ対策の運用において最新のセキュリティレベルを維持している。

評価項目No.2-2

自己評価B

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

5 業務運営の効率化に伴う経費節減

● 一般管理費及び業務経費

● 人件費

数値目標

- ・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減が行われているか。

評価の視点

- ・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。
- ・総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえ厳しく見直しているか。
- ・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。）
- ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）
- ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）

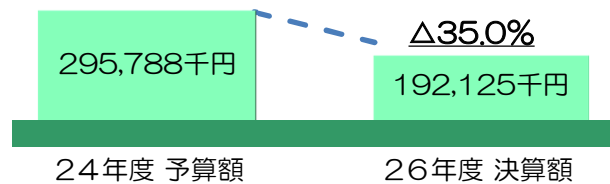
一般管理費及び業務経費の節減

〈中期計画の数値目標〉

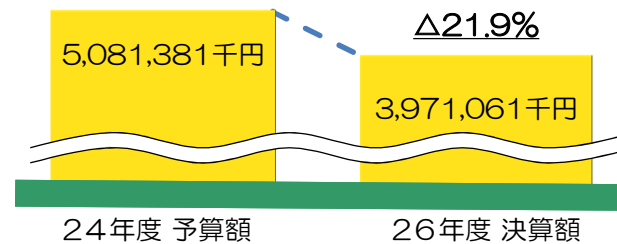
業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減が行われているか。

◆24年度予算額と26年度決算額の比較

●一般管理費（人件費を除く）



●業務経費（新規業務、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く）



◆削減要因

○ 契約状況の点検・見直しを行い、一般競争契約等の継続的な取組を実施したため。

人件費の節減

◆給与水準の検証

- 地域勘案指数・・・101.4
- 地域・学歴勘案指数・・・102.5
- 類似業務である民間の保険業との比較・・・99.2
- 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は1.2%と極めて低く抑えられている。

◆総人件費の見直し

- 超過勤務管理の徹底等の取組をした。

評価項目No.2-3

自己評価B

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置

5 業務運営の効率化に伴う経費節減

● 契約の適正化の推進

評価の視点

- ・「随意契約見直し計画」に基づく見直し後においても、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表されているか。
- ・一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保が図られているか。
- ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。
- ・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。

随意契約の適正化を推進

締結された契約についての改善状況のフォローアップ

「随意契約等見直し計画」(平成22年4月公表)に基づく見直し後においてもフォローアップを実施

- 機構が策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、平成25年度における契約についてフォローアップを実施。

公表状況

◎平成25年度における契約についてフォローアップを実施し公表(9月2日公表)

◎契約締結状況を月ごとにホームページに公表

◎競争性のない随意契約に係る契約情報の公表(5月、8月、11月、平成27年2月公表)

随意契約以外の契約も含めた競争性・透明性の確保

- 企画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施
- 「一者応札・一者応募」に係る改善方策に従い見直しを実施
- 平成26年4月から全省庁統一資格を導入し入札参加機会の拡大に努めた

監査の実施

- 監事監査を四半期ごとに実施

契約監視委員会を開催(3回開催)

- 平成26年度随意契約の契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方法の検討。一者応札・一者応募となった契約について、競争性の確保のための改善方策について審議を受け、契約内容は概ね適正であるとの意見を得た。

公表状況

◎契約監視委員会の審議概要等をホームページに公表

評価項目No.3-1

自己評価A

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

第3 財務内容の改善に関する事項

1 累積欠損金の処理

数値目標

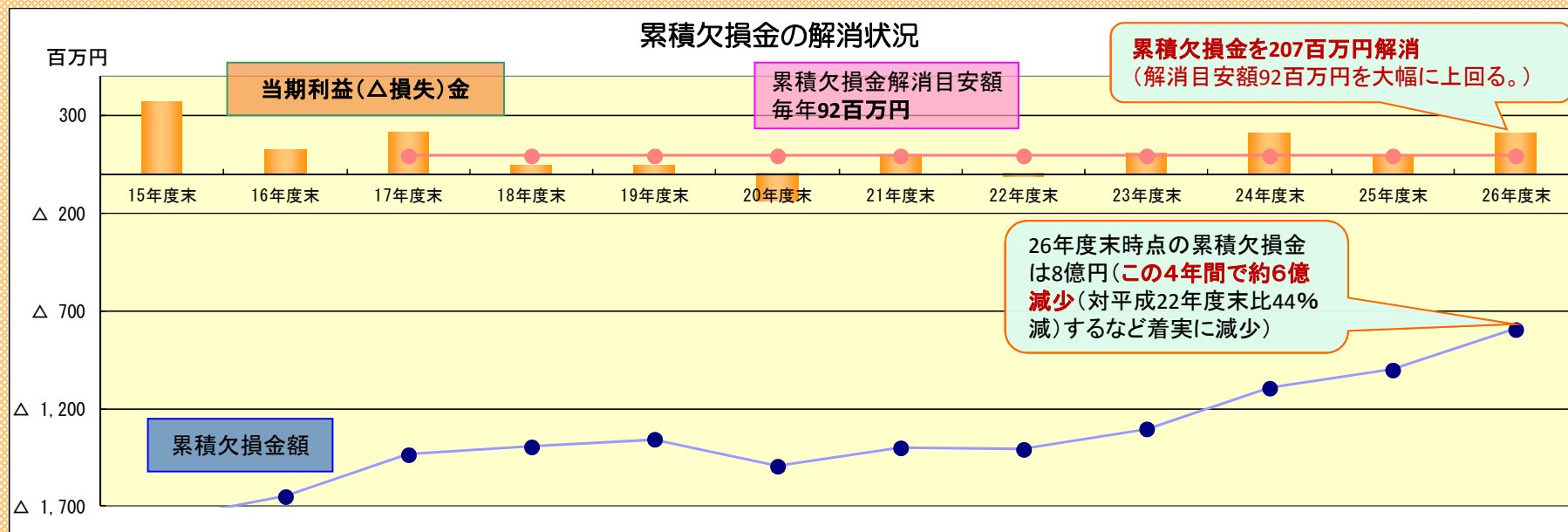
- ・ 累損解消計画の年度ごとの解消目安額林退92百万円を達成しているか。

評価の視点

- ・ 健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。
- ・ 事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。

林退共給付経理

- ・ 林退共事業では、平成26年度の当期利益金は207百万円と、4事業年度連続で当期利益金を計上。
- ・ 累積欠損金を207百万円解消（4事業年度連続で「累積欠損金解消計画」に定める解消目安額を上回る。）。



(単位:百万円)	承継時 (15年10月)	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末
当期利益(△損失)金	—	367	121	214	40	39	△138	95	△9	105	208	93	207
(掛金等収入)	—	879	1,608	1,520	1,479	1,505	1,520	1,629	1,607	1,623	1,535	1,506	1,487
(運用収入)	—	151	189	293	207	132	122	292	136	256	389	227	364
利益剰余金 (△累積欠損金)	△2,137	△1,770	△1,649	△1,436	△1,396	△1,356	△1,495	△1,400	△1,409	△1,304	△1,095	△1,002	△795
累積欠損金 解消目安残額	—	—	—	1,558	1,466	1,374	1,282	1,190	1,098	1,006	914	822	730

評価項目No.3-2

自己評価B

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

第3 財務内容の改善に関する事項

2 健全な資産運用等

数値目標

- ・各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。

評価の視点

- ・資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。）
 - i 資金運用の実績
 - ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）
（政・独委評価の視点）
- ・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。
（政・独委評価の視点）
- ・「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。
- ・外部の専門家からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。
- ・各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。
- ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）
- ・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。
（政・独委評価の視点）

平成26年度運用実績に対する運用目標等の部分に関する評価結果概要

資産運用評価委員会「平成26事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書」より

【評価に当たって】

当委員会が平成26年度の資産運用結果の評価を行うに当たっては、資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとした。

【運用目標の達成状況】

- **各共済事業ともに資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示に則った運用方法によって実施している。**
運用に際しては他の関係法令を遵守するとともに、事業の安定的な運営及び制度の健全性の確保のために必要な運用収益を確保するため、運用の基本方針に定めた最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。
- 基本ポートフォリオに定める資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるよう、月次データ管理を行い、これを維持するよう適切に対応している。

「平成26事業年度業務実績等報告書添付資料」の添付資料⑤を参照。

- 各共済事業における収益の状況等は以下〈1〉～〈4〉の通りである。
委託運用は、一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共事業」という。）、建設業退職金共済事業（以下「建退共事業」という。）、給付経理及び同事業特別給付経理、清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共事業」という。）、給付経理並びに林業退職金共済事業（以下「林退共事業」という。）において行っている。
平成26年度は、全体で見れば制度の健全性の向上や事業の安定的な運営に資する運用収益の確保が行われたものと評価できる。
一方、各経理ごとにみれば、ベンチマークを下回っている事業もあり、これらの経理を所掌する事業本部においては、各共済事業の経理の実情も勘案した上で、ベンチマークをはじめとする各種指標の動きを十分踏まえるとともに、パフォーマンスの改善に向けた取組を行う必要がある。
自家運用については、長期・安定的な債券投資を行う観点からバイ・アンド・ホールドを原則として確実な資産運用を実施している。いくつかの経理においては、退職給付金が掛金収入を大きく上回る状況の中で、退職金支払い資金の確保のため、償還期間が比較的短く利回りの低い債券により運用を行っており、各事業の実情を勘案すれば、適切な運用が行われていると評価できる。
- 平成26年度は、中退共事業においては、前年度を上回る大きな運用収益をあげたことにより、平成27年度において、平成26年度を上回る付加退職金支給率が定められることにつながった。
また、累積欠損金のある林退共事業においては、大幅な当期総利益を計上し、年度ごとの目標の2倍を上回る累積欠損金の削減が実現した。
中退共事業、建退共事業及び清退共事業においては、中期的に事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保、また、林退共事業においては、中期的に事業の健全性の向上に必要な運用収益の確保に引き続き努力する必要があると考えられる。

平成26年度運用実績に対する運用目標等の部分に関する評価結果概要<前ページからのつづき>

資産運用評価委員会「平成26事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書」より

【基本方針の遵守状況】

平成26年度の運用結果報告を踏まえると、以下①及び②の実施等により、定量的な指標が定められた基本方針の事項については、定期的に資産運用委員会を開催して審議を行うこと等により適切な管理がなされていると認められる。

① 資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるような基本ポートフォリオ管理

中退共事業においては、以下のリバランスの実施

- ・ 平成26年11月末における国内債券の資産配分割合が乖離許容幅（±5.0%）の下限を超過したことから、機構が定める資産間リバランス月次運営基準に則り、翌12月に乖離許容幅の下限の1/2（-2.5%）までに引き上げるリバランス
- ・ 平成27年3月末においては、国内債券、国内株式の構成割合が資産間リバランス年度運営基準に抵触（それぞれ乖離許容幅の上下限の1/2を超過。）したため、翌4月に、マイナスへ乖離した国内債券の構成割合を乖離許容幅の下限の1/2（-2.5%）までに引き上げるリバランス

② 自家運用に関する同一発行体への投資額及び取得格付けについての制限

また、平成26年8月に、同年2月に金融庁より公表された「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>の受入れを表明し、国内株式を保有する「資産保有者としての機関投資家」として、委託運用を通じ同コードに定める各原則への対応を進めていることについても評価できる。

この他、法令等に反したと認められる場合の委託契約の解除、資産運用を委託している民間金融機関のシェア変更、運用管理等その他の事項についても適切に行われていることが認められる。

これらを踏まえると、各事業とも、全般として基本方針に沿った運用に努めていると評価できる。

委託運用のパフォーマンスを向上させるための取組

○委託運用機関の適切な選定、管理、評価の実施

- ・ 四半期毎の運用状況のヒアリング
- ・ 更に必要の都度、情報交換や協議を実施
- ・ 毎年度、定量・定性評価を行い、解約、増減額を実施
(平成26年度は、中退共が1ファンド解約、2ファンド減額、2ファンド増額)

○運用能力の向上

- ・ 職員向け講習会の開催

平成26事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況

中退共事業・給付経理

区分	平成26年度決算概要
期末運用資産残高	4,576,675 百万円
(期末資産残高)	(4,583,774 百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)	283,274 百万円 (249,851 百万円)
運用費用	442 百万円
決算運用利回り	6.61 %

	時間加重収益率	超過収益率(注)
委託運用	14.68 %	-0.32 %

自家運用 (有価証券) 1.25 %

(注) 超過収益率は、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した超過収益率の合計である。

建退共事業・給付経理

区分	平成26年度決算概要
期末運用資産残高	924.343 百万円
(期末資産残高)	(929,035 百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)	34,987 百万円 (27,183 百万円)
運用費用	62 百万円
決算運用利回り	3.89 %

	①時間加重収益率	②ベンチマーク	①-②超過収益率
委託運用	9.99 %	9.66 %	0.33 %

自家運用 (有価証券) 1.32 %

平成26事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況

建退共事業・特別給付経理

区 分	平成26年度決算概要
期末運用資産残高	33,879 百万円
(期末資産残高)	(33,979 百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)	1,478 百万円 (1,257 百万円)
運用費用	6 百万円
決算運用利回り	4.43 %

	①時間加重収益率	②ベンチマーク	①-②超過収益率
委託運用	9.39 %	8.75 %	0.64 %

自家運用 (有価証券) 1.23 %

清退共事業・給付経理

区 分	平成26年度決算概要
期末運用資産残高	4,575 百万円
(期末資産残高)	(4,607 百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)	139 百万円 (103 百万円)
運用費用	-
決算運用利回り	3.09 %

	①時間加重収益率	②ベンチマーク	①-②超過収益率
委託運用	14.55 %	13.47 %	1.09 %

自家運用 (有価証券) 1.03 %

清退共事業・特別給付経理(自家運用のみ)

区 分	平成26年度決算概要
期末運用資産残高	310 百万円
(期末資産残高)	(310 百万円)
運用収入	2 百万円
運用費用	-
決算運用利回り	0.53 %

自家運用 (有価証券) 0.62 %

林退共事業・給付経理

区 分	平成26年度決算概要
期末運用資産残高	13,868 百万円
(期末資産残高)	(13,963 百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)	364 百万円 (260 百万円)
運用費用	-
決算運用利回り	2.69 %

	①時間加重収益率	②ベンチマーク	①-②超過収益率
委託運用	5.75 %	5.47 %	0.28 %

自家運用 (有価証券) 1.34 %

平成25年度運用実績に対する評価結果概要

資産運用評価委員会「平成25事業年度に係る資産運用結果に対する評価報告書」より

【全般の評価】

資産運用評価委員会が資産運用結果の評価を行うに当たっては、資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかなどを中心として評価することとし、平成25年度の資産運用結果を評価するため、平成26年6月から3回の会議を開催し、機構から運用結果の報告を受け、これに基づき評価を行った。

4 共済事業の資産運用結果については、全体として、運用の目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、全体としては金融市場の状況を踏まえながら安全かつ効率的な運用を実施する体制の下、各事業ともに全体としてベンチマークを上回るパフォーマンスを実現できた点は評価できる。

【留意事項】

累積欠損金については、減少しているものの、今後ともその早期解消に向けて努力することが期待される。（林退共）

留意事項に対する平成26年度の対応

引き続き、累積欠損金の解消に向け、平成17年度に策定した「累積欠損金解消計画」に基づき、安全かつ効率を基本として、基本ポートフォリオに沿った資産配分を維持して運用を実施した結果、平成26年度末の累積欠損金は、前年度末と比較し2億700万円減少し、7億9,500万円となった。（林退共）

評価項目No.3-3

自己評価B

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

第3 財務内容の改善に関する事項

Ⅱ 財産形成促進事業

Ⅲ 雇用促進融資事業

評価の視点

- 財形融資について、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施したか。
- 金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理に努めたか。
- 雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行ったか。

財産形成促進事業

①効率的な財政運営

制度の普及活動を行うとともに財形融資ALMリスク管理委員会を開催し、安定的かつ効率的な財政運営に努めた。

なお、財形融資については、751件約131億円の貸付決定を行い、運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を行い、当期利益28億円を計上した。

②債権管理

平成26年4月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。

雇用促進融資事業

①債権管理

債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行い、リスク管理債権については、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。

- ・業務指導 31回
- ・法的措置 2回

② 財政投融资への償還

財政投融资への償還に関しては、約定どおりの償還を行った。

償還額：元金 21億円
利息 3.9億円

評価項目No.4-1

自己評価B

IV. その他の事項

第4 その他業務運営に関する事項

第5 予算、収支計画及び資金計画

第6 短期借入金の限度額

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第8 剰余金の使途

第9 職員の人事に関する計画

数値目標

- 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付しているか。
- 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付しているか。

評価の視点

- 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、事務の効率化を図りつつ、普及促進における両事業の連携を図っているか。
- 災害時における事業継続性強化のための対策を検討・実施しているか。
- 中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。
- 運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。
- 短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。
- 職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。

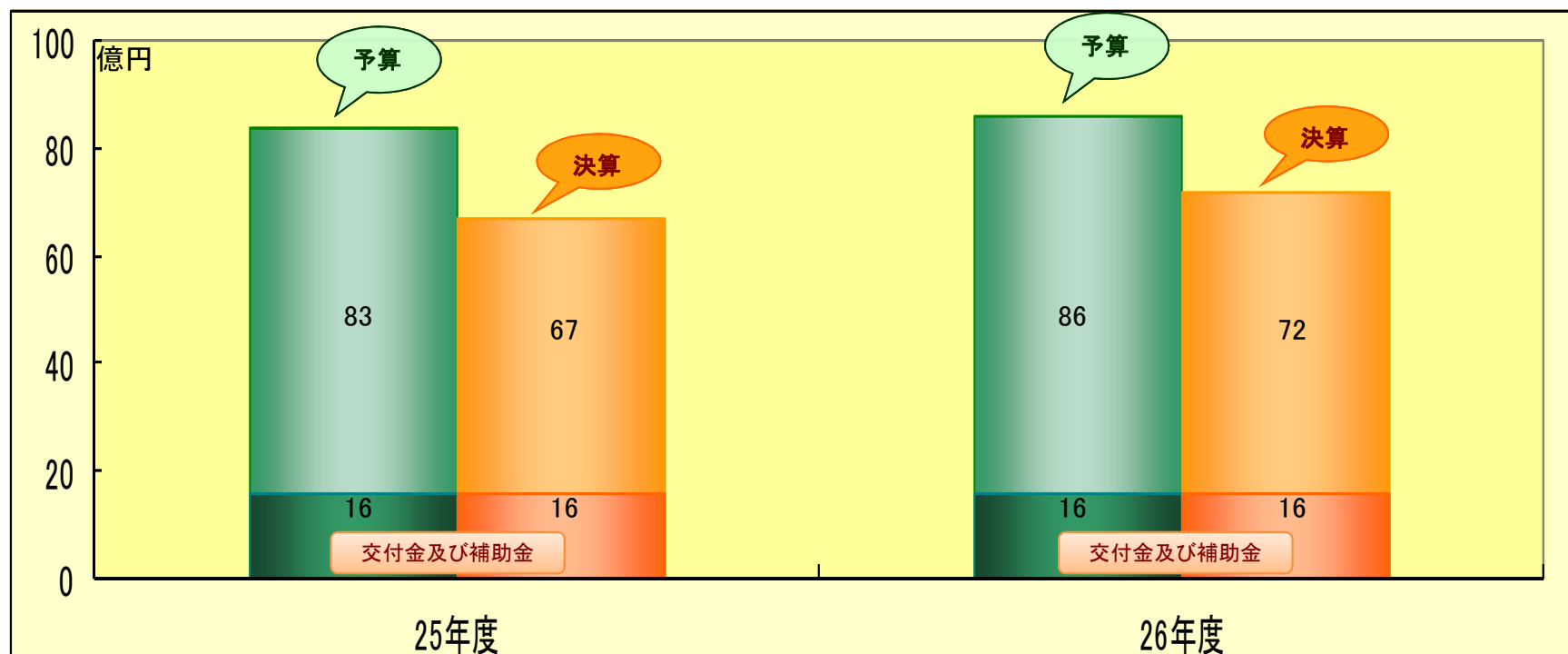
退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について

- 中退共事業本部が発行する「中退共だより」に財形制度の広告掲載を行い、加入事業所及び関係機関等へ配布した（「中退共だより」は機構ホームページにも掲載）。
- 財形部の融資先である福利厚生会社の出資先のうち中小企業（1,200社）に対し、中退共制度のパンフレットを同封した。（新規）
- 労働局関係の就職面接会において共同で資料を設置
- 財形制度関連情報誌に退職金共済事業と共同で広告掲載を行った。
- 建退共制度導入の事業主団体の広報誌に財形制度の広告掲載を行った。
- 建退共事務局長会議において、財形制度の説明に加え、資料の配布を行った。
- 建退共各都道府県支部の窓口に財形制度のパンフレットを設置した。
- 財形事業においてパンフレットを設置していた職業訓練支援センターに対し、建退共制度の周知のためパンフレットの窓口設置を実施した。（新規）
- 中退共事業の既加入事業所（従業員51人以上）に対し、財形制度の加入勧奨用パンフレットを送付した（3,819社）。
- 中退共事業の未加入事業所に対し、中退共制度と財形制度の加入勧奨用パンフレットを送付した（1,035社）。
- 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会14箇所において、財形制度の加入勧奨用パンフレットを配布した。

災害時における事業継続性 (BCP) の強化

- 中退共事業においては、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施し、災害時に備え機構本部からの指示により、大阪コーナーでの業務継続のテスト作業を4回実施した。
- 建退共、清退共及び林退共事業においては、退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としており、また、特退共システムにおけるデータのバックアップを、磁気テープとハードディスクにより毎日行うこととし、磁気テープについては外部保管している。
- 財形事業においては、現行の勤労者財産形成システムについては、平成26年4月からデータのバックアップ機能を構築した。

第5 予算、収支計画及び資金計画



- 既存の経費を見直しするとともに、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則としてすべて競争入札とし、随意契約の適正化の推進を図ることなど予算の範囲内で適正に執行
- 四半期ごとに予算の執行状況を把握し、各事業へ経費節減を指示
- 平成26年度決算は、平成26年度予算に対して約14億円減

第6 短期借入金の限度額

財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。その他の事業において借入実績はなかった。

第9 職員の人事に関する計画

意識の向上

○理事長と管理職員の個別面談を実施

- ・業務上及び職場環境上の問題を把握するとともに、役職員間の意志の疎通を図った。

研修の実績

○各職務に応じた研修を実施

- ・新任管理職・代理研修
 - 自身のスキルアップをはじめ、管理職としての役割の認識、部下育成の考え方、顧客へのサービス向上等に関する民間企業との意識の違いについて考えさせるべく、民間企業の職員が参加するセミナー等を積極的に活用。
- ・その他
 - 平成26年度の独法評価委員会の評価結果を踏まえ、平成27計画策定において、資産運用部門に係る研修を充実させるとともに、内部統制に関する研修として法人ガバナンスに関する実務研修を加える等した。

職員の採用

○平成27年度の職員採用については、機構ホームページへ募集案内の掲載、ハローワークへ募集依頼のみならず、「Uni Career(企業が求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するサービス)」を利用して各大学等に求人情報を提供する等幅広く行った結果、338名の応募者があった。

選考に当たっては、機構が求める人材(高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことができる人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材)の確保を図るべく、筆記試験、職員との初期面談、集団討論による面接及び最終個別面接を実施し、計11名を採用した。

26年度研修実績



26年度に実施した主な研修	
専門能力等研修	
職員	
役員	資金運用研修 マネジメント能力研修
部・課長	新任管理職研修
代理室長	中核的人材の育成研修
係長	新任係長研修
係主任	新規採用者研修
	独法標準法研究会修計 資金運用 経理修基礎